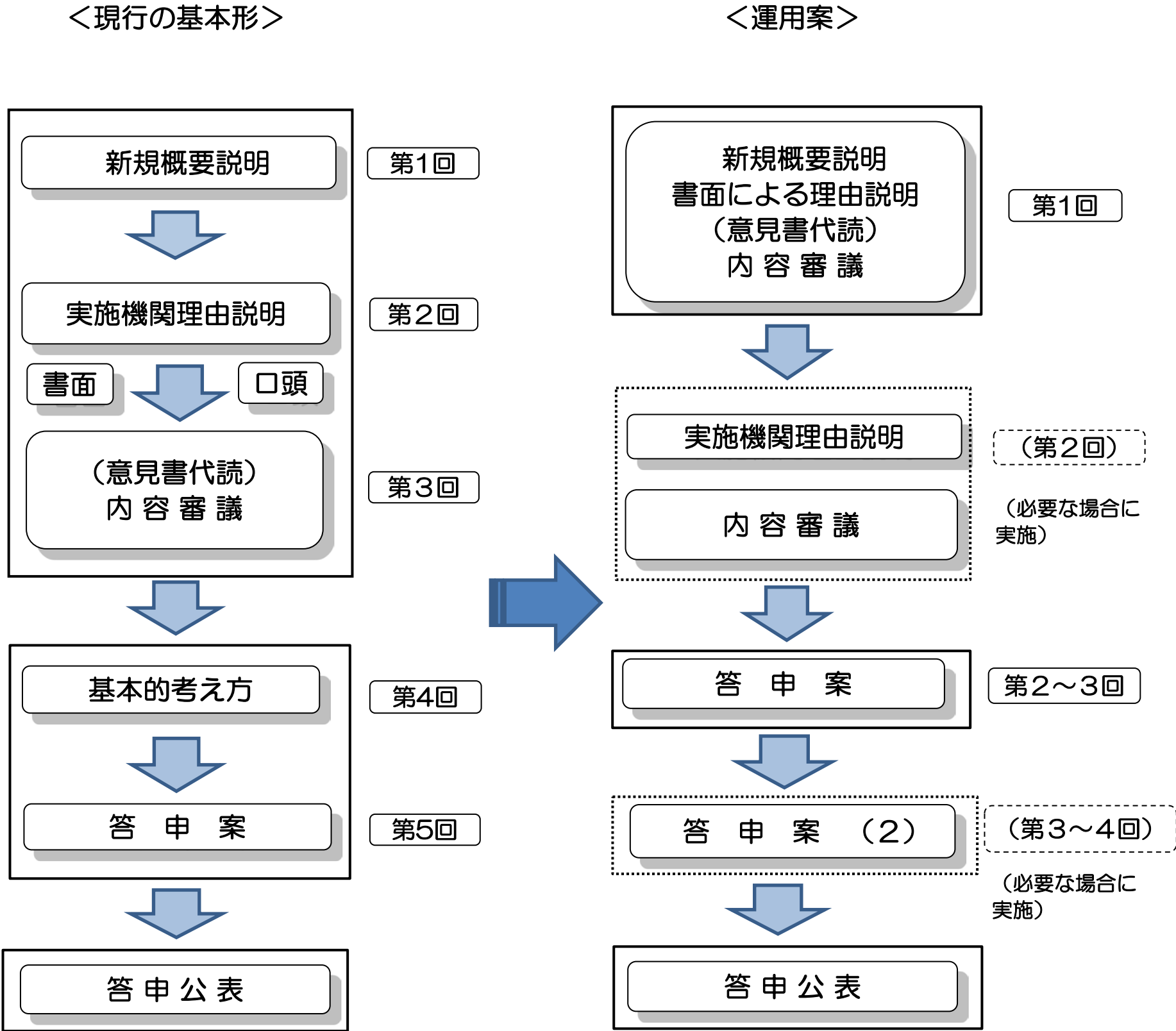


情報公開／個人情報保護審査会における審議の迅速化に向けた運用について



＜迅速化のポイント＞

- 実施機関説明については、開示請求に係る事務の内容が複雑である、開示請求に至る詳しい背景を知る必要があるなど、書面による理由説明のみでは、判断に十分な情報が得られない案件において行い、書面で十分に判断できる案件においては省略する。
- 過去に類似案件があるものや定型的内容のもので、第1回の内容審議で判断の方向性まで確認できる案件においては、重ねての内容審議を省略し、次回に答申案を作成する。
- 基本的考え方は、これまで答申案の素案として作成していたが、今後は原則答申案を作成することとし、必要に応じて複数回審査する。

⇒ 各部会の案件の処理状況に応じて、今後付議する新規案件から導入する。